熊本大学附属図書館(中央館)リニューアル1周年記念 熊本大学附属図書館貴 重資料展

期間

平成26年11月1日(土)~3日(月)

会場

熊本大学附属図書館

1 階

古文書閲覧室・ラーニングコモンズ

10時~17時



主催 熊本大学附属図書館・熊本大学文学部附属永青文庫研究センター 協力 公益財団法人永青文庫・放送大学熊本学習センター・熊本ルネッサンス県民運動本部 熊本日日新聞社・NHK 熊本放送局・RKK

展示にあたって

誓約者(差出人)の血判を伴うようになった。 誓う文言(「神文」)を書き、貼り継ぐのが一般的で、 呼ばれる護符(多くは熊野神社のもの、大きさは縦二○㎝・横三○ た。前半部分に主張・約束の内容を記し(「前書」)、「牛王宝印」とめの文書の様式で、中世初期に成立し、江戸時代を通じて作成され cmあまり)を裏返して、約束の内容に偽りなきことを神仏にかけて 起請文とは、みずからの主張や約束が偽りなきことを誓約するた 戦国時代には、

の死去までの間に提出されたものである。こうした家臣団起請文の 年(一八六九)まで、約二七○通も伝存している。じつにそのうち 上役に提出した血判起請文が、元和一〇年(一六二四)から明治三 一〇六通は、第二代当主細川忠興 熊本大学寄託永青文庫細川家文書のうちには、家臣たちが主君や (三斎) の正保二年(一六四六)

> を物語っている。 状況を克服することで、一七世紀後半以降の安定期を実現したこと あり方は、 初期の細川家が、忠興をめぐるいわば 「御家騒動

けて手に入れようとしたものは何か。家老から御毒見役まで、 値観はどう変化したのか。「天下泰平」の時代の武士たちが命をか ちの組織観、 ○人以上もの血判起請文を通覧することで、転換期における武士た 戦国から江戸時代への大きな時代の転換に際して、 生き方の変化にせまってみよう。 武士たちの価

一四年一〇月

熊本大学文学部附属永青文庫研究センター長

開

公開講演会・第九回永青文庫セミナー

近世初期細川家 血判起請文の世界」

稲 葉 継陽

時

日時 平成二十六年十一月一日(土) 十四時三十分~十六時

I 細川忠利の肥後入国

は本へと移る。熊本藩政の 離立と天草・島原一揆への 対応に腐心した忠利は、寛 が一八年(一六四一)三月 が一八年(一六四一)三月 が一八年(一六四一)三月

いっちかっきんすところまかりとうのからて

べる対大きでなった

諫言は家老の義務

いんというけかいちおもうでする

松井興長は細川家筆頭家 老。秀忠から家光への将軍 家代替りに際して、「もし 家代替りに際して、「もし 忠利様が大御所様(秀忠) と疎遠にするなら、私は忠 と疎遠にするなら、私は忠 と疎遠にするなら、私は忠 とで遠にするなら、私は忠 とで遠にするなら、私は忠 とであっ には、決し で協力しない」と誓ってい る (第一条)。御家存続の る (第一条)。御家存続の こそが、優れた家老であっ ために主君に意見できる者 ために主君に意見できる者

長岡式部少輔興長起請文(神辰19.13.20)

元和10年(1624)正月4日

(披露人)である。

スパイじゃない!私は三斎の

非常に厳しい緊張関係が 利)・中津 (三斎) としての立場を失いかね 臣がその渦中で忠利家臣 たくない、と宣誓してい 漏らしたようなこともまっ 利に内緒で三斎に情報を るが、三斎から横目を命 じられている、という噂 重臣。自分について、 いたことが示されている。 ない状況に追い込まれて じられた事実はなく、 (「取沙汰」) が立ってい 伝達する「御横目」に任 倉の情報を中津に内々に 小笠原は知行五千石の (第三条)。小倉(忠 小笠原のような重 間に

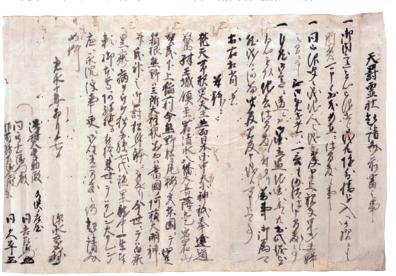
2 寛永 2 年 (1625) 12月 5 日 小笠原民部少輔長貞起請文 (神辰19.8.1)

国境での情報管理を誓約

たもの。彼らは地域に根を張った有力者で、国境を超えて活動していたのであろう。肥後側で知 である西と、 、得た情報は決して他国に漏洩しない、 細川家肥後入国直後に書かれたこれらの起請文は、球磨郡人吉藩の御用商人(「くまの倉本」) 薩摩との国境にあたる葦北郡水俣の庄屋深水一族が、担当家老の沢村父子に提出し 他郡で有益な情報を得たら報告する、と誓約している。



3 寛永10年(1633)卯月13日 西善左衛門尉起請文(神辰19. 27. 201)



4 寛永10年卯月17日 深水慶珍等三名連署起請文(神辰19.27.199)

天草・島原一揆 戦功査定に依怙贔屓は禁物

するまで秘密は決して漏らさない、と誓っている。するまで秘密は決して漏らさない、と誓っている。百分の部隊所属の者であっても依怙贔屓せず、査定が完了五月の段階で査定担当者に任命された六名の重臣たち(い揆攻めだが、家臣の戦功の査定は難航した。この起請文は、揆攻めだが、家臣の戦功の査定は難航した天草・島原一寛永一五年(一六三八)二月末に終結した天草・島原一



5 寛永15年(1638) 5月10日 長岡佐渡守等七名連署起請文(14.12.乙16.2)

II忠利の急死と御家騒動の危機

門前的過去一個一切為時任多季 技作出的日本里相中下了 ろんがはるか、なりまれ及れ後のな 中国家で成文本できるないかかけませ 光身帳肖 中玄公軍 维敢治恐者親 石學、著程發達尚者恭後 けれてきませらあます 何方で中的任务和祖史被見與原海你 事科門克表惠别心は多数大本 於知者を対一切接下方成本 教自天門是江安的文前書本 能野三世格伊 長岡佐渡守等六名連署起請文(神辰19.13.7)

寛永18年(1641) 7月18日

と、統治の対象であ

「御国」(領国地

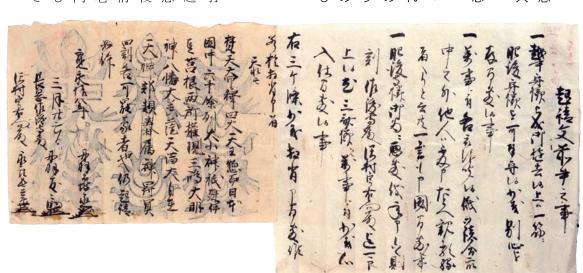
想の到達点を示す起 請文である 名家の家老の政治思 初期における国持大

た概念である。近世 域社会)とを合わせ 川の「御家」の組織 る光尚 (「光貞」) に専念する、と誓う。 利害を排除して職務 血判起請文。自分た じて光尚に提出した 名が近習の住江を通 松井興長ら家老衆六 の代替りに際して、 御国家」とは、 大事」にし、 細川忠利急死によ 「御国家」を 私的 細 らは、 死は、 のであった。 事件であった。このとき、

流しません 三斎様に情報は

利の後継者・光尚(「肥後 亀丞らが家老に提出した起 通じないと誓約している。 報を得たなら、即刻、 守様」)にとって悪しき情 請文である。 に、三斎とはあらゆる面で に報告する旨を誓うととも の松井佐渡・沢村宇右衛門 知行高千石の重臣・丹羽 第三条で、忠 家老

隠居家の独立相続をねらう 利の後継者・細川光尚(一 絶交、秘密保持を誓ったも 細川三斎及びその周辺との 六一九―一六五〇) に次々 熊本の家臣たちは家老や忠 と起請文を提出した。それ 三月一八日の藩主忠利の急 寛永一八年(一六四 細川家を揺るがす大 八代にあって自身の るうないま へはるない事



丹羽亀丞等三名連署起請文(神辰19.10.1) 寛永18年3月26日

スパイだと疑われる前に

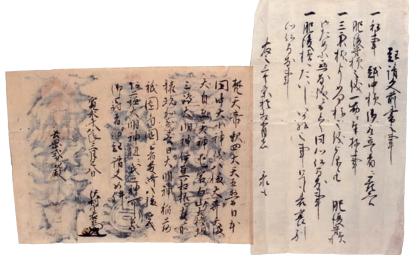
らの熊本の様子が三斎へ筒抜けになっているとの であるから、こうして起請文を提出する、 で流していると光尚から疑われてしまったら迷惑 たし、これからもその覚悟だ。忠利が死去してか 自分は忠利の代から三斎とは決して通じていなかっ 重臣の坂崎内膳正は第二条で次のように述べる。 かつて三斎近くに仕えていた自分が陰 と。



8 寛永18年3月28日 坂崎内膳正起請文(神辰19.6.6)

家老を嘱望されるエリートさえも

ねばならなかった。 めに悪しき命令には決して従わない」と誓わ とを命じられても、光尚(「肥後守」)様のた た。その沢村でさえ「三斎からどのようなこ 行一万千三百石の家老となるエリートであっ で、この時点では知行二千石の中老、後に知 沢村宇右衛門尉は家老・沢村大学の後継者



寬永18年3月28日 沢村宇右衛門尉起請文(神辰19.11.1)

川家中は

混乱の極

忠利死去 る、と。 都合であ

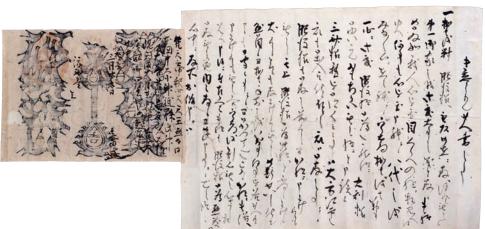
直後の細

みに達し

る。これ 渡ってい では光尚 広く知れ

続実現に の家督相

とって不



寛永18年3月29日 長岡佐渡守起請文(神辰19.4.1)

三斎と家老衆との感情的対立が表沙汰に!

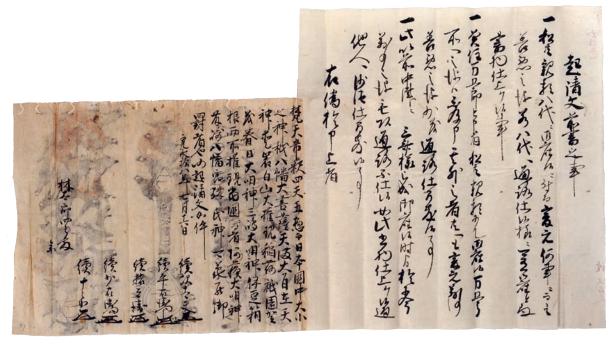
でいることは、 うな状況にある。三斎が熊本の自分たち家老衆を憎ん 家臣たちがお互いを警戒しあい、にらみ合っているよ て次のように述べる。この「御家の大事」に際して、 筆頭家老の松井佐渡守は光尚御側衆の沅西堂に宛て 幕閣にも細川家出入りの者たちにも、

くすぶる対立

れたのであろう。 尚への起請文提出が求めら 水と林は光尚の御側衆 斎と縁の深い家臣たちに光 まで、三斎に情報を流した 誓っている。一二号の第三 決して情報を漏らさないと 祖母、八代にいる親類にも、 佐や続らは、三斎に仕える 出のこれら起請文で成海権 むことはなかった。七月提 行した。しかし、その間も 熊本で代替りの礼儀等を執 九月末に参府出立するまで 六月一四日に熊本に入り、 万石の一円相続を認められ、 川光尚は忠利の遺領五十四 八代の三斎への警戒感は止 ことは毛頭ない」とあるこ 寛永一八年五月五日、 「中津時代から現在 この時期、 宛所の志 細



11 寛永18年7月12日 成海権佐正親起請文(神辰19.番号不明1.67)



12 寛永18年7月16日 続次太夫等五名連署起請文(神辰19.6.5)

Ⅲ 沢村大学と細川三斎

個性派戦国武将として知られる細川三斎(忠興)個性派戦国武将として知られる細川三斎(忠興)のであった。細川家丹後時代、「本と家老衆との対立は、両者の積年のぶつかり合いかと家老衆との対立は、両者の積年のぶつかり合いかと家老衆との対立は、両者の積年のぶつかり合いかと家老衆との対立は、両者の積年のぶつかり合いかと家老衆との対立は、両者の積年のぶつかり合いかと家老衆との対立は、両者の間があった。

三斎の仕打ちを生々しく

三斎は晩年になって、突然、沢村に自分への奉公 三斎は晩年になって、突然、沢村に自分への奉公 を要求した。これを拒否するため、沢村が光尚に提 まけている。御家の財政運用をめぐる同僚との対立 たが、それを救ってくれたのが部屋住み時代の忠利 たが、それを救ってくれたのが部屋住み時代の忠利 であったこと。三斎の隠居に追従しなかったことや、 悪化させたことまで詳細に述べて、今さら八代へ行 悪化させたことまで詳細に述べて、今さら八代へ行 あうけはない、と誓約している。

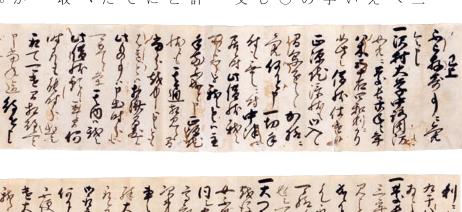




13 寛永20年(1643) 正月11日 沢村大学助起請文(神辰19.4.2)

肥後国替え直後、

踏み倒すとは非道の り立てて返済せよ。 今日までの利子を計 至りぞ」。 女風情の米を借りて 立て替えてやろうか。 できないなら自分が おまえが沢村から取 そうだから、この際、 過分の加増を受けた なる。沢村は肥後で 二九八八〇石余りに 算すると、ざっと が手元にあるので、 ていない。借米証文 石をいまだに返済し 娘から借りた米五〇 は一八年前に同僚の だろうが、沢村大学 ている。「おまえ 斎は唐突にこう述べ 忠利宛の本書状で三 (忠利) は知らない





14 〔寛永10年(1633)〕 7月27日 細川三斎書状(21印66番)

ここでは、そうし

た起請文を中心に

取り上げ、

家臣た

茶道「肥後古流」の祖たち

り疵つけてしまったりした場合には、隠 御茶道具は丁寧に扱い、もし破損させた げる御茶等は念入りに毒見をすること、 判した起請文として貴重である。 ている。「肥後古流」の祖たちが連署血 すことなく報告することなどが誓約され する茶道役一○名の連署起請文。 茶道頭古市宗庵や萱野甚斎をはじめと 殿へ上

次本よる本事

利いれるからしま

あなりきでんか

中代石品作

んなるからう

る年

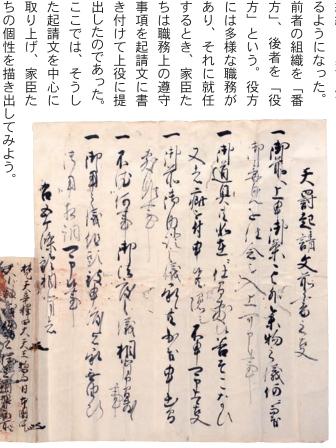
て、ほんている

IV この時代、 個 性あふれる細川家臣たち 家臣たちは大名家の軍事組織に属するとともに、藩の行政・家政

前者の組織を「番 組織にも必ず属す るようになった。

ちは職務上の遵守 するとき、家臣た あり、それに就任 には多様な職務が 方」という。役方 後者を「役

事項を起請文に書 出したのであった。 き付けて上役に提



寬永18年(1641) 9月27日 小原無楽等十名連署起請文(神辰19.26.41)

御料理役の信用のため起請文を提出

物の安全に万全を期する、と誓約している。にもかかわらず、役を仰せ付けられた以上は、食の御料理役としては不適任だと評価されている。出入りしていた者で、現在の家中の情勢では光尚出をは御料理役。自分は前々から三斎隠居家に



16 寛永18年11月18日 稲生七郎兵衛起請文(神辰19.10.14)

殿の身近に仕える薬師の起請文

盛方院は薬師。光尚(「肥後守様」)が安心して 自分を召し使うことができるように起請文を提出 自分を召し使うことができるように起請文を提出 を決して進上せず、光尚から直接聞いた話でも光 が決して進上せず、光尚から直接聞いた話でも光 があることは決して余所へ漏らさない、 と誓っている。



女性が加わった起請文

文は細川家でもこの一通のみで、じつに珍しい。三斎との関係が深く、子息や娘に至るまで決して三斎との関係が深く、子息や娘に至るまで決して三斎には通じないと誓っている。興味深いことに、三斎には通じないと誓っている。興味深いことに、三斎には通じないと誓っている。興味深いことに、三斎には通じないと誓っている。の時に対している。とは細川家でもこの一通のみで、じつに珍しい。



18 寛永20年(1643) 3 月 2 日 加賀山主馬首等三名連署起請文(神辰19.30.98)

御毒見役はみずから毒を食らわない

毒見をさせてチェックする役目だったのである。毒を食らうというイメージがあるが、料理人にに御毒見をさせてから御前に上げる」と誓約している。御毒見役には、みずからの命を賭しても満している。の事見をさせてから御前に上げる」と誓約し、サは御毒見役。第一条で、「殿様に上がる食

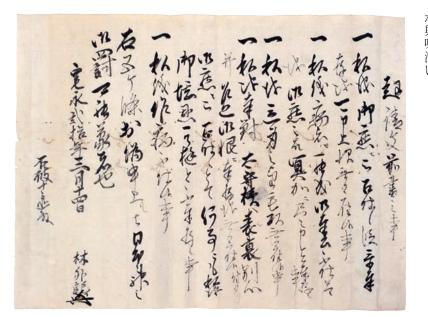


19 寛永20年 4 月27日 坂井七郎右衛門尉起請文(神辰19.10.3)

光尚寵臣絶頂期の起請文

が興味深い。

「関係ではない、と誓約しているのではないでいる。寛永二○年から外記の称号を名乗りはじなっている。寛永二○年から外記の称号を名乗りはじめた林は、権力の絶頂に達した。この起請文は病気休めた林は、権力の絶頂に達した。この起請文の多くの宛所とめた林は、権力の絶頂に達した。この起請文の多くの宛所とが興味深い。



20 寛永20年3月14日 林外記起請文(神辰19.21.28)



21 寛永20年6月16日 欲賀道芸起請文(神辰19.6.2)

御伽衆は御座敷以外でも殿のお相手

藩主の"本音』を聞く機会が多かったのだろう。たことは決して他言しない、と誓約している。ら私的に、また「御座敷」で、隠密に聞かされら私的に、また「御座敷」で、隠密に聞かされして物語に巧みな者が、殿に近侍して雑談の相して物語に巧みな者が、殿に近侍して雑談の相

殿の御小姓衆に手は出しません

しません、と誓っているが、若道とは「若衆道」すなわち男色のことである。姓衆とは、殿の身辺に仕える少年たちである。磯野は、「若道之儀」は決して致家は戦国時代の兵法を摂取するために、磯野のような兵法者を召し抱えた。御小光尚の御小姓衆の「兵法御指南」役に任用された磯野の起請文。当該期の大名



鶴崎奉行は情報管理を徹底せよ

こ記されている。 る情報管理を徹底する旨、誓約している。罰文と血判は愛宕地蔵の護符ている横目(監察官)や、府内藩主で幕閣の信任厚い日根野織部に対す港で、熊本藩領であった。続は、豊後府内(同前)に幕府から派遣され続十丞は鶴崎奉行。鶴崎(現大分市内)は細川家が参勤時に使用する



23 寛永21年極月12日 続十丞起請文(神辰19.15.2)

「御国家」に 奉行衆も



24 正保2年(1645)2月9日 奥田権左衛門尉等三名連署起請文(神辰19.8.17)

武士は

「御国と御

た文言に通じる。書で家老衆が記し

ている点で、これ

は四年前の六号文

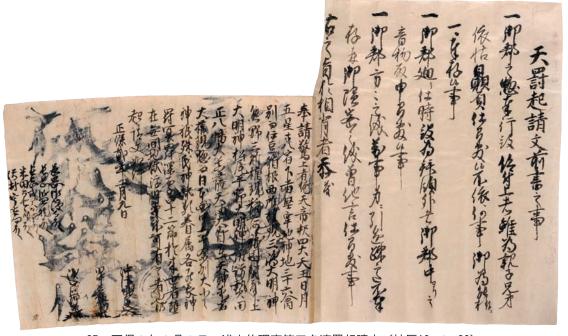
害を排除して職務事」にし、私的利

御国家」を「大

に専念する」と誓っ

速に普及していっの時期、家中に急に適進すべきだという価値観は、この時期、家中に急

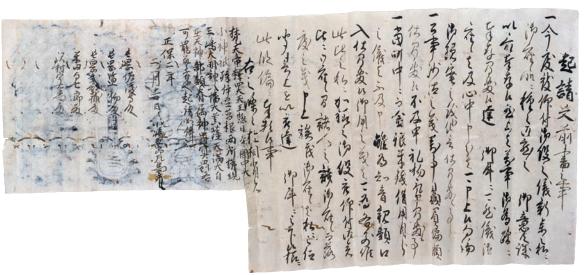
るが、浅山らはい に示す起請文であ 国持大名家にとっ 構築がこの時期の 政=藩政の体系的 であった。地方行 ら忠利に重用され を行政的に統括す あったことを如実 ての最優先課題で ベテラン奉行たち てきた、実力派の ずれも豊前時代か る重要ポストであ 本藩領の地域社会 行」は、広大な能 文。「御郡之惣奉 衆に提出した起請 田中・沖津が家老 に任命された浅山・ 担当には地方行政 ベテラン 奉行を配置 御郡之惣奉行



25 正保2年2月9日 浅山修理亮等三名連署起請文(神辰19.8.23)

小崎は熊本町

が強く求められ 権の公正な行使 借金の口利きは 切の依怙贔屓を たのである。 には行政・裁判 ている。 しない、と誓っ 親類であっても と記す。また第 は受け取らない、 賄賂 (「礼物」) 定に際しては一 二条は、 が頻発した。 奉行。多くの商 (「公事沙汰」) 二条では、知人・ 人が活動する城 町では紛争 決して 町奉行 紛争裁



26 正保2年2月吉日 小崎五郎左衛門尉起請文(神辰19.番号不明1.72)



27 〔正保 2 年〕11月29日 長岡式部少輔起請文(神辰19.8.19)

家老はつらいよ ―松井寄之の苦悩-

た。その後、寄之は体調を崩して光尚への奉公もままならなくなる。れているのではないかという「諸人」の憶測が生まれ「迷惑」している、と述べていの忠利死去直後に提出した起請文では、光尚を支えるべき家老家の後継者でありながの忠利死去直後に提出した起請文では、光尚を支えるべき家老家の後継者でありながあが、じつは三斎の末子で松井家に養子に入った人物である。寛永一八年(一六四一)井寄之起請文を紹介しよう。寄之(長岡式部少輔)は筆頭家老松井興長の後継者であ井寄之起請文を紹介しよう。寄之(長岡式部少輔)は筆頭家老松井興長の後継者であ

世間」「下々」での評判に苦悩

 $\overline{\mathbf{VI}}$

人・世間・下々・世上」における自分の評価に、異常なまでの心配を示してい が、そんな「世上」に言い訳することは叶わない…。このように客之は、 は心底迷惑である。殿様に何か不満でもあって奉公もせずぶらぶらしていると ていると「諸人」に思われている。これほど迷惑なことはない。「世間」 「下々」に噂されているようだ。「世上の評判」は悪く、ひたすら迷惑している (一六四五) に提出させたもの。 前頁二七号の起請文は、光尚が寄之に病状を説明させるために、正保二年 自分が気儘だから奉公もせず日々打ち過ごし の噂

文書。鬱的症状が 制した。二八号は もに、地域社会で に添えて報告した 寄之の症状を医師 が家老の行動を規 しており、それら の世論が強く作用 家中での評価とと 公観の形成には、 という近世的な奉 奉行のつとめだ、 奉仕するのが家老・ す。「御国家」に 姓層(領民)を指 領国地域社会の百 た。「下々」とは、 起請文 目まいんでたり ちばすいはちゃかがらつきなる ならきさけいを持ちつ しなのいときなっ ひるるいがけるり きつることとするれいまるとろう ないるけるいるとをかみるいと わるいかれるときめせか下、うてをれ はいかないしてろう された力を心けないりはよう よくころりとうであせる かいかなくすいからしょ ろくえないらのかり かかいろろう 3

顕著である

が見立て、

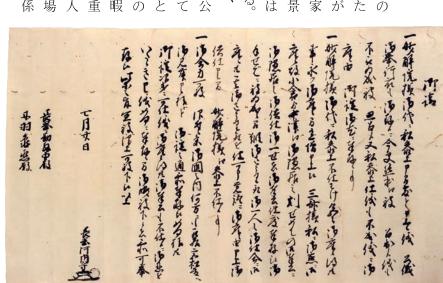
〔正保2年〕式部少煩之様子覚(神辰19.8.25) 28

御国家」の完成 ―八代御城附衆の成立 (忠興)

になった者とがあった。 とき、家臣のなかには、 隠居家を解体し、八代城には筆頭家老の松井佐渡守興長が配されることになっ 徴する出来事となった。翌年、光尚・家老衆は幕閣と緊密に連携しながら三斎 た。ここに、一円的な政治・行政単位としての 正保二年(一六四五)一二月の細川三斎 細川家を離れた者と、 「御国家」の屋台骨を担うこと 「御国家」が完成された。その の死去は、時代の変化を象

細川家を去る 戦国型家老、

を下されば忝い」。河内が重 則)もその一人で、本文書は 者を含む多くの三斎付家臣が に由来するものだった。 で生死を共にする主従の関係 視したのは三斎との長年の人 お供をした。きっぱりと御暇 める覚悟を申し上げて隠居の できない状況になったとして たとえ御草履取一人しか奉公 彼が提出した御暇伺いである。 の家老・長岡河内守(村上景 細川家を離れた。八代隠居家 中津隠居いらい臣従してきた 格的関係であり、それは戦場 「三斎の所帯が小さくなり、 三斎の死去によって、彼の その草履取を自分がつと



〔正保3年(1646)〕7月20日 長岡河内守伺書 (108. 2.52番 2.2)

- 御国家」新時代の象徴 二㍍を超える血判起請文!

興長以外の家老衆に報告する、と誓約している (第三条)。 城附衆は、八代城主の権力を抑制 光景を想像して欲しい。彼らは、松井興長が預かる八代城に松井家臣とは別に熊本から派遣さ 王宝印を六枚も貼り継ぎ、これだけの武士たちが一堂に会して、一人ひとり血判を据えていく して二度と独立化させず、 れた本藩の家臣たちであり、興長の指示に従うが、それに関して不当・不正が生じた場合には 代御城附衆に任命された浅山以下六八名の家臣たちが家老衆に提出した起請文。熊野牛 「御国家」を維持するために、編成・派遣されたのであった。



正保3年10月28日 浅山太兵衛等六十八名連署起請文(神辰19.10.7) 30

第三十回 熊本大学附属図書館貴重資料展

解説目録

細川家血判起請文の世界

稲葉

継陽 編著

平成二十六年十月刊 熊本大学附属図書館

— 15 —